

一時保護ガイドラインの改正のポイント

I ガイドラインの目的 P 1～

- 令和4年児童福祉法等改正法の概要を追記。

II 一時保護の目的と性格

1 一時保護の目的 P 2

- 一時保護の判断を行う場合は、こどもの最善の利益を最優先に考慮する必要があることに加え、平成28年児童福祉法等改正法に定める家庭養育優先原則を踏まえ、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう（当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう）必要な措置を講じる必要がある旨を追記。

2 一時保護の在り方 P 2～

- 令和4年児童福祉法等改正法により義務化された意見聴取等措置により把握したこどもの意見又は意向は、援助方針会議等の場において児童相談所の関係者で共有し、これを十分勘案した上で、こどもの最善の利益を考慮して、組織として支援の方法や内容等を検討する必要がある、特に、こどもの意見又は意向と反する意思決定を行う場合には、その決定がこどもの最善の利益を守るために必要であること等について説明を尽くすことが求められる旨を追記。
- 乳幼児期は特に保護者との愛着形成の過程において大きく影響する時期であり、親子分離が長期化することで親子関係の再構築に当たって課題を残す可能性もある。可能な限り援助方針の決定を慎重かつ速やかに行うなど愛着形成への影響が最小限となるよう十分に配慮する必要がある旨を追記。

3 こどもの権利擁護

(1) 権利擁護 P 6～

- 令和4年児童福祉法等改正法による意見聴取等措置について追記。また、一時保護施設設備運営基準第9条第1項において児童相談所長又は都道府県知事は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならないこととされ、同条第2項において、一時保護施設は、意見聴取等

措置で表明されたものを含め、児童の意見又は意向を尊重した支援を行わなければならないこととされている旨を追記。

- 一時保護の決定や解除に当たっての意見聴取等措置やその際の説明等については、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」に基づき適切に対応することが求められるところであり、その際、こどもの年齢や発達の状況等に応じた配慮やこどもが意見を言いやすくするための工夫（必要に応じた複数回の意見聴取等を含む。）、言葉による意見表出が困難なこどもに対する最大限の配慮等を行うことも重要である旨を追記。
- 職員との適切な関わりの中でこどもが意見を表明しやすくなるよう、職員からこどもに対していつでも意見を表明していい旨を説明する、意見を伝えようとしたときにできる限り後回しすることなくその場で傾聴し、肯定的な態度でこどもの意見を受け止める、日頃から信頼関係の構築に努めるといった対応を行うことが重要である旨を追記。
- こどもの権利擁護スタートアップマニュアルを踏まえ、意見表明等支援事業の積極的な活用、誰にも見られずにこども自身の意見を入れることのできる箱（意見箱）や生活上のルール等についてこどもが参画して議論を行う場（こども会議等）の導入、第三者委員の設置等の多様な取組を行うことや、こうした権利擁護のための仕組みについては、単に導入するだけにとどまらず、実効性のある運用がなされるよう運用改善を継続的に行っていくことも求められる旨を追記。
- 令和4年児童福祉法等改正法においては、都道府県等が行わなければならない業務として、こどもの権利擁護に係る環境整備が位置付けられたところであり、こどもの権利擁護に係る環境整備のための中核的な取組として、権利擁護マニュアルを踏まえ、児童福祉審議会等のこどもの権利擁護機関が、こどもからの一時保護等に関する申立てを受けて調査審議を行い、都道府県等や児童相談所等の関係機関に意見を具申する仕組みを設けることも重要である旨を追記。

（2）外出、通信、面会、行動等の児童の権利の制限 P9～

- 一時保護施設設備運営基準第10条第1項においては、一時保護施設において、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならないとされ、第2項においては、正当な理由がある場合にやむを得ず児童の権利の制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならないとされている旨を追記。
- こどもの安全確保と権利制限については、常にこどもの利益に配慮に配慮してバランスを保ちつつ、こども安全や福祉の確保の観点から、こどもの権利制

限を行うことに「正当な理由」があるといえるかどうかを十分検討した上で判断を行う旨を追記。

- 外出、通信、面会、行動等のこどもの権利の制限を行う場合には、
 - ・ こどもに対して事前にその理由について十分に説明し、理解を得るように努め、こどもがその制限に不満や不服を言う場合にも、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるようにする努力が求められる、
 - ・ これらの制限を行う場合には、こどもの安全確保のため必要である旨をこどものほか、面会通信制限など制限の内容等によっては、保護者にも説明するとともに記録に留める、
 - ・ 行動自由の制限と保護者との面会通信制限については、判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が決定を行い、記録に留めておく。また、定期的にその必要性について検討し、見直しを行う、旨を追記。
- 一時保護施設における生活上のルール（服装・髪型に関するものも含む。）についてもこどもの権利制限に当たりうることを踏まえた上で、当該ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものなのか、定期的に点検・見直しを行うことが求められる旨や、その際は、こどもが参画した議論の場（こども会議等）の活用により、こどもの意見を十分踏まえることが適当であり、例えば、生活全般を通じた私語の禁止やきょうだいで入所している場合にきょうだいであること自体を秘匿させるなど、こどもに心理的な負担を与え、かえってこどもの福祉を損なうようなルールについては、早急に見直すべきである旨を追記。
- 入所時等に、生活上のルール及びその理由について、こども向けのしおり等の説明資料に記載し、その発達状況等に応じて丁寧に説明することが必要であり、こどもの理解を得るよう努める旨を追記。
- 生活上のルールについては、こども一人一人の心身の状態や背景等の個別事情に応じて柔軟な運用となるよう留意し、こどもの個別事情にかかわらず一律なルールを課すことでこどもにとって過度な負担とならないよう対応する旨、服装・髪型に関するルールについては、こどもの健康面や文化・ジェンダーアイデンティティ等に配慮し、一時保護施設で生活する上で必要最小限のものとなるよう留意する旨を追記。

(5) 特別な配慮が必要なこども P11～

- 一時保護施設設備運営基準第8条において、一時保護施設においては、児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならないとされており、基準で具体的にあげられている事項のほか、性別、性的指向、ジェンダーアイ

デンティティ、障害等いかなる事由によっても子どもに対して差別的取扱いを行ってはならない旨を追記。

4 一時保護の環境及び体制整備等 P12～

- 一時保護施設の職員に対し、令和4年児童福祉法等改正法により強化された子どもの権利擁護に関する事項（子どもの権利条約の内容を含む。）や、子どもの意見又は意向を尊重した支援の実施、子どもの年齢や発達の状況、特性、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に配慮した個別ケアの実施等、一時保護が行われる子どもに対する権利擁護や適切なケアを実施するために必要な事項についての研修の機会を確保することが求められる旨、一時保護施設の正規の職員のみならず、臨時職員に対しても必要な研修が行われるべきである旨を追記。
- 一時保護を行う場合は、代替養育の場という性格も有することから、家庭養育優先原則を踏まえ、まず「家庭における養育環境と同様の養育環境」を検討し、その上で安全確保が困難な場合等には、「できる限り良好な家庭的環境」において、個別性が尊重されるべきものである旨、とりわけ乳幼児については未委託の里親等への委託一時保護の活用を検討することが重要である旨、また、ユニットケア等を推進し個別的な対応ができるようにするほか、できる限り家庭的環境のある委託一時保護を活用する旨を追記。
- 一時保護施設の定員超過は、入所している子どもに対する支援の質の低下等につながるものであり、子どもの権利擁護の観点から、定員超過解消に向けた計画を策定の上、早急かつ計画的に定員超過解消を図る取組を行うことが必要である旨、児童入所施設措置費等国庫負担金における一時保護施設に係る事務費（一時保護施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費）については、前年度の一時保護の実績をもとに支弁されることから、定員超過している一時保護施設においては、上記計画に基づく取組を進めるとともに、近年の定員超過状況を踏まえた実際の受入れ人員に応じた職員配置を講じる必要がある旨を追記。
- 特に通学については、一時保護施設設備運営基準の第29条第3項において、一時保護施設は、学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされ、「一時保護中の子どもの権利擁護について」（令和元年7月29日付け子発0729第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）においても、「保護者が、一時保護に納得せず、連れ戻しのために学校に押しかけるなど、子どもの安全が守られない場合」「子どもが学校に通うことを拒否している場合」を除き、適切に教育を受けられるよう、里親の活用を含め委託一時保護を積極的に検討するほか、学校等に通園・通学さ

せ、必要な支援を行うこととしている旨を追記。

- 学校に在籍している子どもについては、子どもの希望を確認の上、それを尊重しながら、できる限り原籍校への通学が可能となるよう里親や一時保護専用施設など一時保護の場の地域分散化等を進めることや、通学への支援を行うよう努める必要があることに留意する旨を追記。

5 一時保護の手続

(1) 一時保護開始の手続 P15～

- 一時保護の決定に当たっては、原則としてあらかじめ、子どもに対する意見聴取等措置をとらなければならない旨、ただし、子どもの生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、一時保護を行った後速やかに同措置を実施する旨を追記。
- あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときとしては、子どもの安全を確保するため緊急に一時保護をする必要があるなど、緊急性が高い場面が想定される旨、緊急性が高い場面について子どもが精神的に混乱していたり、不安が非常に強く、極度に緊張していたりする等の理由で一時保護に先立って意見聴取等をとることができないことが考えられるが、このような場合においても、子どもの心身の状況等に配慮しながらその安全を図りの状況等に配慮しながらその安全を図り、子どもの不安を受け受け止めた上で、適切なタイミングで速やかに意見聴取等を実施する旨を追記。
- 意見聴取等措置を行うに当たっては、子ども自身がその年齢や発達の状況等に応じ、自らの状況や一時保護について適切に理解した上で意見表明を行うことができるよう、子どもに対し、その年齢や発達の状況等に配慮して丁寧に説明を行う旨等を追記。
- 説明を行い、子どもから質問を受けたり、子どもが説明を理解できたことを確認した上で、一時保護についての子どもの意見又は意向とその理由、一時保護に関する希望・不安等を聴取し、子どもに対しては、意見又は意向が変わったときはいつでもその旨を伝えてよいと説明するなど、必要に応じて複数回にわたり意見聴取等を行うことが望ましい旨や、意見聴取等措置を行うに当たっての留意点等を追記。
- 意見聴取等措置により把握した子どもの意見又は意向は、援助方針会議等の場において児童相談所の関係者で共有し、これを十分勘案した上で、子どもの最善の利益を考慮して、組織として一時保護を行うかどうかを検討する旨、結果的に子どもの意見又は意向を反映した決定が難しい場合でも、可能な限り子どもの意見又は意向を尊重できるよう、十分な検討・議論を行うべきである旨等を追記。

- こどもから聴取した意見を児童記録票に記録して保管する旨や記録する内容、記録に当たっての留意点等を追記。
- 児童相談所は、こどもの意見又は意向を十分勘案した上で、一時保護の決定をした後、こども本人に対して速やかにその決定の内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明し、フィードバックを行う旨や、特に、こどもの意見又は意向と反する意思決定を行う場合には、その決定がこどもの最善の利益を守るために必要であること等について説明を尽くすことが求められる旨等を追記。

(3) 一時保護の解除 P24～

- 一時保護の解除時も意見聴取等措置を実施する旨を追記。
- 一時保護から家庭復帰するこどもについて、一時保護の解除を行う場合には、保護者等と十二分なコミュニケーションを図り、家庭復帰の環境が整った上で、さらに市町村（こども家庭センター）等とも連携し、家庭内の状況変化等によるリスクを十分に察知し得る方策を取った上で解除を行う旨を追記。
- 家庭復帰後も継続的な支援を行うことができるよう、市町村のこども家庭センターや要保護児童対策地域協議会調整機関、関係機関等にも、解除の見通しについてなるべく早期の段階から連絡し、家庭復帰後の援助方針について協議し、市町村のサポートプランの作成につなげるとともに、要保護児童対策地域協議会を活用し、地域にセーフティネットを構築しておくなど必要な措置を講ずる旨、その際、家庭の状況変化等によるリスクを十分に察知し得るよう、こどもや保護者と日々接点を有する関係者（保育所・学校等）に注意すべきリスクサインを具体的に伝え、リスクが発生した場合には速やかに児童相談所及び市町村（こども家庭センター）に情報が寄せられるよう、危機察知の具体的方策をあらかじめ関係者間において確認しておくことが重要である旨を追記。
- 一時保護から家庭復帰するこどもに対しては、家庭復帰前に児童福祉司等による家庭復帰後の家庭訪問等の予定や支援の内容、児童相談所やこども家庭センター等の相談機関の連絡先や、児童育成支援拠点事業、社会的養護自立支援拠点事業等の地域の居場所等についてこどもの年齢等に応じた資料等を用いてわかりやすく説明するとともに、相談機関等に相談すること自体が難しいと感じるこどもも多いと考えられることから、併せて、こどもが年齢に応じてSOSが出せるようエンパワメントすることが重要である旨を追記。
- 家庭復帰ができた場合も、当面の期間は当該家庭の状況の変化を即座に把握し、対応するために継続した援助を続けることが必要であり、一定の期間は、児童福祉指導措置等又は継続指導を採ることが必要である旨や、その際は、市町村（こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会等）と役割を分担して、家庭訪問のタイミングや回数、こどもが所属する機関の役割等に関して統一的

な対応方法の共有等を行う旨、こどものみとの面談を行う等こどもの状況を適切に確認できるように配慮し、こどもの様子等から虐待の再発等がないかを注意深く確認する旨を追記。

(6) 一時保護したこどもの所持品の保管、返還等 P29～

- 一時保護施設設備運営基準第12条第1項においては、合理的な理由なく、児童の所持品の持込みを禁止してはならないものとされ、同条第2項において、合理的な理由がある場合に、やむを得ず持ち込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上で行うよう努めなければならないこととされている旨を追記。
- 児童の所持品の持込みに関するルールについて、こどもの安全や福祉の確保の観点から「合理的な理由」に基づくものか、こどもの意見を踏まえながら、定期的に検証・見直しを行う旨、その際、例えば、こども用の鍵付きのロッカー一等を導入する、共同生活の中での破損や紛失があり得る旨をこどもによく説明した上で預けるか否かのこどもの意思を尊重する、普段は職員に預けるが時間を決めて使用する等様々な工夫により持込みを禁止する私物の範囲が必要最小限のものとなるよう努める必要がある旨等を追記。
- こどもにとって一時保護は家庭や学校など慣れ親しんだ環境からの急激な変化をもたらすものであり、喪失感等から精神的に不安定になりやすいものであるため、所持していると心が落ち着く等心理的に大切な物（ぬいぐるみや、家族写真、寄せ書き等のこどもにとって大事な人や場所等とのつながりを感じられるような物等）についてはこどもが所持できるよう最大限配慮する旨を追記。
- スマートフォン、携帯電話等の通信機器については、こどもにとって心理的に大切な物となっている場合もあるが、保護者等との連絡が可能となるものであるため、こどもの安全や福祉の確保の観点から合理的な理由がある場合には持込みを制限することも可能である。一方で、特に通信機器の使用が一般化している高年齢のこどもにとってはその使用ニーズも高いこと等を踏まえ、こどもの年齢や利用の必要性等のこどもの個別の事情を踏まえて、こどもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫（例：普段は事務所等で保管し、一定の時間・相手について職員の立会いの下で認める等）について、こどもと話し合い、こどもと職員がともに考えることが望ましい旨を追記。
- インターネットの利用については、タブレット端末の貸与等により一定の時間可能としている例もあるところであり、こうしたツールの活用等も有用と考えられる旨を追記。

Ⅲ 一時保護施設の設備及び運営

1 一時保護施設の設備及び運営の基本的考え方 P33～

- 一時保護施設設備運営基準第4条第3項において、一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないとしており、一時保護施設職員による自己評価については毎年度実施し、外部評価については、3か年度毎に1回以上受審することが望ましい旨等を追記。
- 一時保護施設設備運営基準第34条第2項において、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならないとされており、例えば、社会的養護経験者や有識者等の参画を得ることが有用である旨を追記。
- 特に子どもからの苦情や意見については、子どもたちの中には苦情や意見を言うこと自体ためらう子どももいることから、例えば、意見箱については単純に設置するだけでなく子どもたちが意見を提出しやすい場所に設置する、意見を言うことにより不公正な処遇につながることは決してないことを職員に徹底するとともに子どもに周知する、適切にフィードバックを行う等の運用改善を図ることや、子ども会議等子どもが参画して議論する場を設けるなど、子どもたちが苦情や意見を言いやすい環境をつくっていくことが必要である旨を追記。

2 一時保護施設の設備 P35～

- 一時保護施設設備運営基準に定める設備に関する事項について追記。

3 一時保護施設の職員

(1) 研修の機会の確保 P36～

- IIの4で記載したことのほか、一時保護施設職員が研修受講をしやすい職場環境となるよう配慮しつつ、職員に対する研修受講の促進、研修受講職員による一時保護施設職員への報告会（研修内容の横展開）、一時保護施設内における事例検討会の実施等あらゆる機会を通じ、一時保護施設職員の資質の向上を図ることが重要である旨を追記。
- 一時保護施設職員の資質の向上については、正規の職員だけでなく、臨時職員についても重要であることから、臨時職員も含め、こどもの支援に関わる全ての一時保護施設職員に対して資質の向上を図る研修の機会の確保が必要である旨を追記。

(2) 職員配置 ～ (5) 経過措置 P37～

- 一時保護施設設備運営基準に定める事項について追記

4 入所時の手続 P39～

- 一時保護施設に初めて到着した際のこどもは、これからの状況の展開がわからない中で大きな不安を抱き、極度に緊張していることが多い。こうした緊張を解きほぐすプロセスを十分踏まずに、無機質なインテーク室において脱衣や所持品の提示等を促すことは、こどもに恐怖感を与えかねないことから、一時保護の開始に当たっては、まず、こどもの様子をよく確認し、緊張を解きほぐしながら、一時保護施設はこどもの権利が守られ、安心して過ごすことのできる場であることを説明する旨を追記。

6 保護の内容

(1) 一時保護施設における生活 P40～

- こどもの状態や背景を踏まえず、一律に集団生活のルールを課すことは、こどもに過度な緊張やストレスを与えることとなるため、日課を設定する際には、こども一人一人の年齢・発達の状況や特性等（例えば音・光の過敏等の発達障害特性やコミュニケーションの困難さ等）を含めた状態像や背景、希望等に応じて、柔軟な運用となるよう留意して対応する旨や、過度な日課の設定によりこどもの負担とならないよう、自由時間とのバランスにも十分留意するとともに、こどもの文化・ジェンダーアイデンティティ等にも配慮する旨、日課の予定については、こどもの心理的な安定を図る観点等から、こどもに対してあらかじめわかりやすく伝達しておくべきである旨を追記。

(2) 生活面のケア P41～

- 無断外出等の行動や反応を示すこどもに対する生活面のケア及び必要な指導を行う際は、こどものこれまでの家庭環境やこどもの発達上の特性、心身の状況等を踏まえて、こどもの気持ちや事情を共感的に受け止めながら、こどもが自己肯定感を持てるような言葉がけ等に十分配慮することが必要である旨、例えば、一時保護になったのはこども自身のせいだと思わせるような言動や、他のこどもと比較するといったこどもの自己肯定感を下げるといった対応等として作業や運動等を科したり個室に入れて個別対応を行う、といった対応等は厳に慎むべきである旨を追記。

(3) レクリエーション P42

- レクリエーションに用いる道具等については、こどものニーズ等を踏まえ、その整備・更新にも十分配慮する旨等を追記。

(4) 食事（間食を含む。） P42

- 食事は衛生が確保され、栄養のバランスはもちろん、こどもの嗜好にも十分配慮したできる限り変化に富むものとし、あらかじめ一定期間の予定献立を作成し、団らんして食事を楽しめるなど温かい雰囲気の中で提供する旨を追記。
- 入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も生じやすいため、個々のこどもの日々の心身の状態に即した食事への配慮を行う旨を追記。

(5) 健康状態の把握等 P42～

- 一時保護施設設備運営基準第27条第1項及び第2項において、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない旨等を追記。

(6) 衛生管理 P43

- 入所児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に入浴又は清拭しなければならないとしている。こどもの希望、年齢、ジェンダーアイデンティティ等に配慮の上、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意するとともに、浴室や洗面所等について定期的に清掃を行い、清潔を保つ旨を追記。
- 入所児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないと、下着は、児童の私物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならないとしており、こどもが身に着けた衣服は洗濯を行い、清潔を保つとともに、こどもに下着を貸与する場合には、未使用のものを提供することが必要である旨を追記。

(7) 教育・学習支援 P43～

- こどもの希望を確認の上、それを尊重しながら、学校への通学に必要な支援を行うとともに、通学が困難な場合には、教育委員会、学校等と調整して、リモート授業の実施や分教室の設置等こどもが適切な教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずるよう努める旨を追記。
- 在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらう、こどもが学校で使用している教科書を持ち込んで使用できるようにする、画一的な学習教材ではなくタブレット学習端末の活用などこども一人ひとりの習熟状況に応じた学習教材を提供するなど、創意工夫した学習を展開する旨を追記。

7 安全対策 P44～

- 一時保護施設設備運営基準に定める事項について追記。

IV 委託一時保護

1 委託一時保護の考え方 P46～

- 一時保護についても、平成 28 年児童福祉法等改正法に定める家庭養育優先原則を踏まえ、「家庭における養育環境と同様の養育環境」（当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては、「できる限り良好な家庭的環境」）において養育されるよう必要な措置を講じる必要がある旨、とりわけ乳幼児の一時保護については、愛着形成において重要な時期であることを踏まえ、家庭養育優先原則を踏まえる必要がある旨を追記。（再掲）
- 委託一時保護を行うに当たっては、委託先の性質等を踏まえつつ、一時保護施設設備運営基準の特にこどもの適切な処遇を図るための運用に関する内容について、委託先に対してこれに沿った対応が行うよう求めるとともに、定期的に順守状況を確認する旨、また、本ガイドラインの内容についても同様である旨を追記。

V 一時保護生活におけるこどもへのケア・アセスメント

2 一時保護が決まってから一時保護初期までのケア

(2) 一時保護されたこどもの不安・怒り・悲しみを受け止める安心できるケア P49～

- こどもの中には様々な理由により複数回一時保護施設に入所するこどももおり、こうしたこどもも含めて入所時に肯定的・共感的に迎え入れる言葉がけを行うなど、職員自身がこどもの立場に立った場合にどのような言葉をかけられることが不安の解消につながるかを考え、こどもの心情に十分配慮して対応することが必要である旨を追記。
- こどもが大切な人やこれまでの居場所等とのつながりを感じられるよう、前述のとおり心理的に大切な物（ぬいぐるみや、家族写真、寄せ書き等のこどもにとって大事な人や場所等とのつながりを感じられるような物等）については引き続き所持できるように最大限配慮する等、こどもの喪失感・不安感に寄り添った対応を行うことが重要である旨を追記。（再掲）

(3) こどもに安全感・安心感を与えるためのケア（心理教育、権利教育等）P50～

- 一時保護の初期段階からこどもの不安感を受け止めて適切な対応を行えるよう、児童心理司とのこどもとの面接を設定し、こどもの思い・不安を十分傾聴して安心感を与えられるように支援していくことが重要である旨を追記。

3 一時保護中のケア

(3) 保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等 P53

- 児童福祉司や児童心理司との面談により自分の思いを聞いてもらいたい、家族の状況を教えてもらいたいという気持ちを強く持っているこどもも多いため、担当児童福祉司や児童心理司は、委託一時保護である場合等は時にオンラインツールの活用等も図りつつ、可能な限り積極的にこどもとの面談を行うことが望まれる旨を追記。
- 担当児童福祉司等は家族に対する支援や対応に関して、こどもの年齢に応じた説明を行い、その説明や面談で確認したこどもの思いを一時保護施設や委託一時保護先の里親や施設の職員も共有する旨を追記。

(5) こどもの被害の可能性に配慮したケア P53～

- 一時保護を受けているこどもについては、コミュニケーションに難しさのあるこどもがいる可能性があることを考えて、PTSD 等の心身の状況や発達の状況等に通常以上に配慮したケアを行わなければならない旨を追記。

4 特別な配慮が必要なこどものケア

(1) 性被害を受けたこども P55～

- 刑事事件としての立件が想定される事案については、こどもの心理的負担を軽減する等のために警察・検察と連携して協同面接を実施することが想定され、協同面接の実施までの間は、まずこども自らによる被害開示等の情報について適切に記録する旨や、職員側からの被害事実に係る質問に当たってはその後協同面接等を予定している場合には、被害事実の聞き取りを最低限とするなど配慮するとともに誘導・暗示等による記憶の汚染を生じさせないように留意しつつ、あらかじめ警察・検察と連携の上、協同面接の実施に当たっての体制整備に努める旨を追記。

(2) 刑事告訴・告発を伴うときのケア P56

- 性被害への告発、重大被害、きょうだいの虐待死等で、警察及び検察からの事情聴取や現場検証等が行われることがあり、その際にはこどもの気持ちに配慮し、心理的負担をできる限り少なくすることが必要となる旨、このため、「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」（平成27年10月28日付け雇児総発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）等に基づき、警察、検察を含めた三機関での協同面接が実施できるよう警察・検察とあらかじめ連携体制を構築しておく旨を追記。

6 一時保護解除時のケア

(1) 家庭復帰の場合 P59～

- 家庭復帰をする際には、事前に、こどもに対して、家庭復帰後の家庭訪問等の予定や支援の内容、児童相談所やこども家庭センター等の相談機関の連絡先や、児童育成支援拠点事業、社会的養護自立支援拠点事業等の地域の居場所等についてこども向けの資料等を用いてわかりやすく説明しておく旨を追記。
- 相談機関等に相談すること自体が難しいと感じることも多いと考えられることから、併せて、こどもが年齢に応じてSOSが出せるようにエンパワメントすることが重要である。例えば、低年齢のこどもには保育所や幼稚園の職員へのSOSの出し方や、小学生以降のこどもでは児童相談所虐待対応ダイヤル(189)の使い方を練習させておく等の対応もしておくことが考えられる旨を追記。